

就職氷河期世代を対象とする募集・採用について 特例期限を令和6年度末まで延長します

- ✓ 就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている方も多いことから、就職氷河期世代の正社員雇用を推進しています。
- ✓ 労働者の募集・採用時の年齢制限は、原則禁止していますが、**就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかつた方**を募集対象とする場合は、**自社ホームページでの直接募集や求人広告等の活用も可能**としており、4月以降も本特例を延長します。

注) 延長に伴い、**対象となる就職氷河期世代は以下のとおり**となります。

【令和5年3月まで】：35歳以上55歳未満

【令和5年4月以降】：**昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者**

※上記の変更は、**令和5年4月1日以降に募集・採用を行う新規求人が対象**です。

（3月末までに提出した求人については、差し替える必要はありません。

4月以降に当初の募集期間を延長する際に表記の変更が必要です）。

※年齢表記以外の要件については変更ありません。

- 特例措置の利用に当たって、ハローワークにも同一内容の求人を申し込んでいたなどとの要件があります。詳細は厚生労働省ホームページ掲載のパンフレットやQ&Aを御確認ください。
- ハローワークでは、就職氷河期世代の採用等に向けたマッチング支援、助成金のご案内など、各種サービスを用意していますので合わせてご活用ください。



※ご不明な点については、管轄のハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050317政01